

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 8年 4月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新瑞橋

名古屋市南区菊住一丁目 601番 1

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

1件

3 提出された意見の概要

(1) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(ア) 歩行者の通行の利便性の確保等

a 市内の一部店舗では、併設施設の搬入車両が、歩行者の通行を阻害したり、店舗駐車場に出入りする自動車や自転車が、一時停止せずに歩道を横切っている。

イオンモール新瑞橋においては、同様のことが起こらないようにされたい。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
南区役所情報コーナー及び瑞穂区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 4月16日から同年 5月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課